

【中央政策情報第11号】

障害保健福祉関係主管課長会議資料 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

平成21年3月12日 「重症心身障害児（者）通園事業について」【全文】

重症心身障害児（者）通園事業については、例年予算か所数を上回る要望があり、各自治体において積極的に取り組んでいただいているところであるが、1日の利用定員をさだめているにもかかわらず、例えば、1日15人の利用を想定しているA型において長期間にわたって10人に満たない利用に留まっている事業所や1日5人の利用を想定しているB型において長期間にわたって1～2人の利用に留まっている事業所が見受けられるところである。

このような状況を踏まえ、平成21年度の事業採択においても、限られた予算を効果的に活用する観点から厳選し、予算成立後速やかに内示できるよう作業を進めているところであるので、各自治体におかれては、地域のニーズを再度把握し、実施要綱に照らして適切な事業か否かを判断するとともに、今後の利用の伸びが望めない場合は、「生活介護」事業（多機能型）等も視野に入れ、

事業の適切な運営について検討していただきたい。

●「やっと、法案提出か・・・」

平成17年にも法案提出の動きがあったが、郵政解散で実現せず、一方、障害者虐待問題は、障害者基本法で対応できるとする意見などで、障害者虐待防止法案の国会提出が遅れていた。

平成21年3月12日、与党障害者虐待防止法案制定プロジェクトチーム初会合で「素案」を議論。

虐待の内容 ①身体的虐待②「放置」による虐待③心理的虐待④性的虐待⑤経済的虐待。
施設内で他の障害者からの虐待を見過ごすことも②に該当するとしている。

障害者虐待防止法案制定の背景には、二つのことが考えられる。

一つは、「措置」から「契約」に制度が変わっても、虐待の事例が頻発していること。
二つは、虐待をうけた被害者を救済する機能が不十分であること。

【参考】

*児童虐待の防止等に関する法律（平成12年11月20日施行）

*高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成18年10月1日施行）